

猿払村過疎地域

持續的發展市町村計畫

令和3年度～令和7年度

北海道宗谷郡猿払村

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 猿払村の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	2
(3) 行財政の状況	3
(4) 地域の持続的発展の基本方針	4
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	4
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	4
(7) 計画期間	4
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	5
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	5
(1) 現況と問題点	5
(2) その対策	6
(3) 計 画	6
3. 産業の振興	6
(1) 現況と問題点	6
(2) その対策	9
(3) 計 画	10
(4) 産業振興促進事項	11
4. 地域における情報化	11
(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	12
(3) 計 画	12
5. 交通通信体系の整備、交通手段の確保	12
(1) 現況と問題点	12
(2) その対策	13
(3) 計 画	13
6. 生活環境の整備	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	16
(3) 計 画	16
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19
(3) 計 画	20
8. 医療の確保	21
(1) 現況と問題点	21
(2) その対策	21
(3) 計 画	21
9. 教育の振興	22
(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計 画	22

10. 集落の整備	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
11. 地域文化の振興等	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	24
(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
事業計画(令和3～7年度)過疎地域持続的発展特別事業分	25

1. 基本的な事項

(1) 猿払村の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本村は北海道の最北部にあたる宗谷総合振興局管内のほぼ中央部、概ね北緯45度、東経142度に位置し、村の東部は延長約33kmの海岸線がオホーツク海に臨み、西方は豊富町、幌延町に、北方は稚内市、南方は浜頓別町に接する東西約29km、南北約34kmで、面積は589.99km²を有している。また、標高427mの幌尻山を最高に概ね20mから300m前後と宗谷丘陵の一部を形成、主要河川には、宗谷丘陵を水源とした猿払川など6つの水系があり、穏やかな流速でオホーツク海に注ぎ、下流域にはポロ沼、カムイト沼など大小の沼や湿原を形成している。宗谷広域圏の中心稚内市までは、陸路65.7km、車で70分、また、道庁所在地である札幌市までは陸路355km、車で約6時間の距離にある。

気象は低温、東風(やませ)、流水等厳しく、農業はもちろん、他の産業や生活全般に与える影響は極めて大きい。気温は海風の影響を強く受け、1年を通し冷涼である。夏期は北太平洋高気圧の圏内に入り気温も次第に高くなり、時には30℃近くまで気温が上がる。その後オホーツク海高気圧が強まり停滞すると長期間にわたり低温湿潤な天候が続く。また、冬期は西高東低の冬型気圧配置の日が多く、年末から翌年2月までの期間には、ブリザードと呼ばれる地吹雪が数回発生する。積雪は平年100cm前後であり流氷が接岸すると冷え込みが強く最低気温が氷点下20℃を超える厳寒の日も珍しくない。

猿払村はアイヌ語の「サラブツ」(アシハラの河口)から転訛したのと言い伝えられ、明治30年に猿払沿岸がほたて、ナマコの一大利息地として脚光を浴び新漁場の開拓と、豊富な森林資源をもとにした木材業によって急激な進展を見た。大正13年1月1日、2級町村として母村宗谷村から分村し誕生、村の総面積の約85%が山林と原野で占められ、主として丘陵性山地の村である。集落は大小10の地区に散在し、広大な面積を生かした酪農業とオホーツク海からの漁業を基幹産業とし、食糧基地としての一翼を担う。特に漁業は、資源管理型漁業により安定した漁獲量を確保しているほか、猿払産天然ほたて貝を生かした水産加工業も盛んである。

イ. 猿払村における過疎の状況

本村の人口は、戦後の緊急開拓事業と炭鉱の開山によって人口が急増したが、昭和30年以降に起こった冷害や漁獲資源の減少により離村者が続出し、更に昭和41・42年の炭鉱閉山によって加速度的に人口が減少した。その状況の中で、昭和45年旧過疎法の指定を受け、「所得の向上により安定した生活の場を提供」を目標に、酪農業、漁業を中心とした施策を積極的に展開してきた。その効果は昭和50年以降にようやく現れ、人口の減少が鈍化してきた。

しかし、出生率の低下と、酪農業、漁業以外に就労の場が少ないことから若年労働力の流出も多く人口減少を防ぐことが困難な状態にある。

今後は、酪農業・漁業の基幹産業それぞれの分野で「さるふつブランド」の確立の取組みを進めるとともに、商業や観光分野とも連携した6次産業化を目指し、総合的な地場産業の振興を図ることで雇用の場を確保するなど、生活環境の整備と併せた魅力ある地域づくりを展開することで、特に青年層の定住化を促進していきたい。

ウ. 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、道の総合計画等における位置付け等を踏まえた猿払村の社会経済的発展の方向の概要

基幹産業は漁業と酪農業であるが、漁業は日本一のほたて資源を生かして漁家経営が安定しており、また、二次産業についても水産加工が盛んである。更に一層の安定に向け積極的な振興策を進めていきたい。

酪農業については、生乳出荷と合わせ特産物の創出に努力をしているが、加工品生産コストの問題や販路、技術の高度化など難しい点も多い。従って、生乳品質の向上と、一層の経営コストの低減化を図り、国際経済に対応し得る足腰の強い産業構造と経済体質を培っていくとともに、持続的な経営のため後継者育成に支援を行っていく。

林業については、産業としての育成は難しいが、森林は国土保全を始めとし多面的機能を有していることから、次世代の自然環境問題を考慮し、資源の適正な保全と管理に努めていきたい。

観光については、道の駅「さるふつ公園」を拠点に整備を進めているが、老朽化などにより改修しなければならない施設も多く、村の総合計画及び公共施設等総合管理計画を基に事業を進めていく必要がある。併せて更なるソフト事業の充実を図り、新たな産業としての確立に向けた方策を講じ、活力ある経済の実現を目指していきたい。

以上を踏まえ、北海道創生総合戦略において示されている基本戦略との整合性をとりつつ、地方分権や広域連携、情報化など種々の社会的背景の変化を捉えながら、総合的な地域の自立を図っていきたい。

(2)人口及び産業の推移と動向

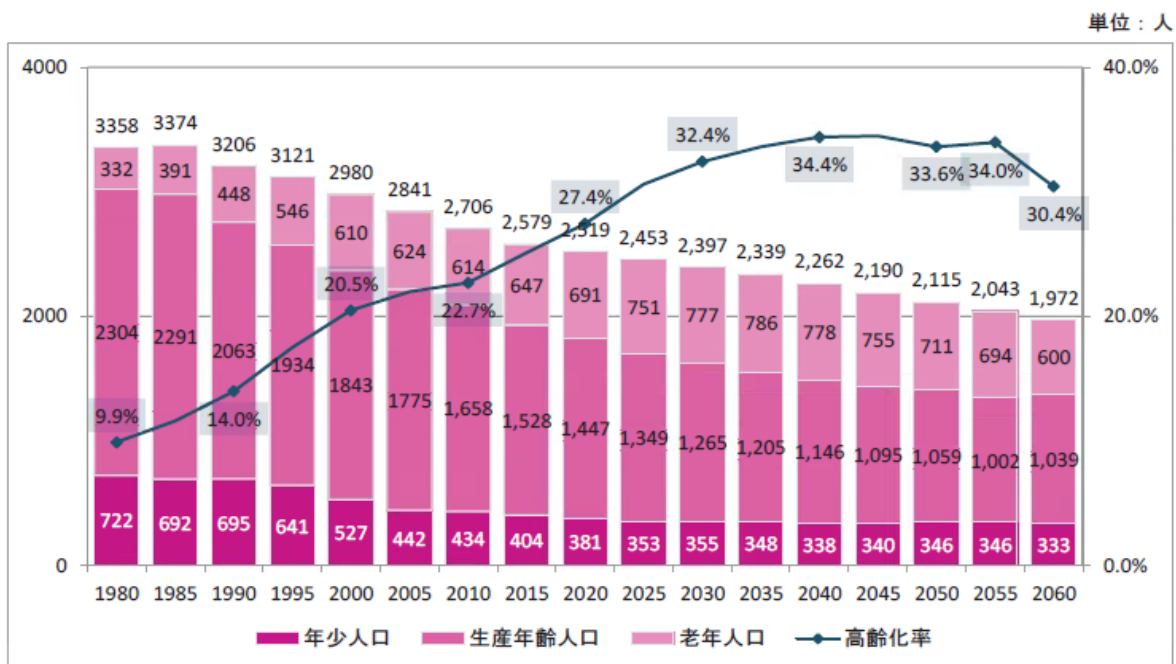
表1-1(1)に見られるとおり、人口全体に占める高齢人口は年々増加しており、全国的に平均寿命が延びる中で、今後も高齢者の占める割合は確実に増大するものと予想される。また、年少人口が少しずつ減少し、生産年齢人口においても特に若い世代の人口減少も続くことが予想される。(表1-1(2)参照)

一方、総人口は昭和40年代の激減の後、昭和50年以降、人口数はゆるやかな減少にとどまっているが、これは、近年の漁業、酪農基盤の確立による基幹産業の安定化が要因になっていると推察される。また、昭和40年代前半の石炭産業の衰退により、就業人口にも大きな変化を引き起こしたが、第一次産業における産業基盤の増強とともに、これと大きな関わりを持つ製造業を中心とした就業人口も安定化の傾向にある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 8,319	人 3,552	% △ 26.3	人 3,206	% △ 5.0	人 2,940	% △ 1.3	人 2,684	% △ 5.0
0歳～14歳	3,391	871	△ 37.1	695	0.4	442	△ 16.1	416	△ 4.4
15歳～64歳	4,572	2,367	△ 24.7	2,063	△ 10.0	1,874	1.7	1,656	△ 6.8
うち 15歳～29歳(a)	1,764	709	△ 30.1	516	△ 22.9	498	7.3	380	△ 11.8
65歳以上(b)	356	314	8.3	448	15.0	624	2.3	612	△ 0.3
(a)/総数 若年者比率	% 21.2	% 20.0	-	% 16.1	-	% 16.9	-	% 15.5	-
(b)/総数 高齢者比率	% 4.3	% 8.8	-	% 14.0	-	% 21.2	-	% 22.8	-

表1-1(2) 人口の見通し(猿払村人口ビジョン)



※端数処理により、年齢3区分人口の合計は、必ずしも総人口と一致しない。

(3)行財政の状況

本村における財政状況については、近年における公共施設の大規模改修や産業基盤整備等の大型事業の実施により起債残高が増加傾向にある。

歳入においては、村税収入の多くを占める漁業所得の変動が大きく、また近年の情勢により減収傾向にもあることから、地方交付税への依存度が高い財政構造となっている。また、特定目的基金も減少が続いていることから、基金に依存しない予算編成を基本としていく。

新たな時代背景を想定しながら活力ある地域を維持していくため、第7次猿払村総合計画、公共施設等総合管理計画、行財政健全化計画に基づき、限られた財源の中で事業効果を最大限に発揮できるよう創意と工夫を凝らし、堅実な財政運営を図っていく必要がある。

表1-2(1) 猿払村財政の状況

区 分		平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳 入 総 額	A	5,303,990	6,368,605	5,214,740
一 般 財 源		3,176,471	3,573,121	3,046,814
国 庫 支 出 金		1,232,698	291,993	196,838
都 道 府 県 支 出 金		169,652	1,085,447	166,322
地 方 債		389,658	898,089	827,937
うち 過 疎 対 策 事 業 債		111,900	338,800	597,100
そ の 他		335,511	519,955	976,829
歳 出 総 額	B	5,224,526	6,220,795	5,163,194
義 務 的 経 費		1,637,645	1,349,637	1,326,087
投 資 的 経 費		1,373,397	787,359	968,798
うち 普 通 建 設 事 業		1,366,172	784,810	968,798
そ の 他		2,213,484	4,083,799	2,868,309
過 疎 対 策 事 業 費		1,222,901	736,085	1,186,569
歳入歳出差引額	C (A - B)	79,464	147,810	51,546
翌年度へ繰越すべき財源(D)		3,150	54,742	255
実 質 収 支	C - D	76,314	93,068	51,291
財 政 力 指 数		0.18	0.17	0.26
公 債 費 負 担 比 率		17.6	13.9	14.9
実 質 公 債 費 比 率		19.2	10.2	10.4
起 債 制 限 比 率		-	-	-
経 常 収 支 比 率		82.0	76.8	95.5
将 来 負 担 比 率		58.8	-	2.1
地 方 債 現 在 高		5,347,188	5,027,011	5,307,415

公共施設については、生活に密着する村道、上下水道などを中心に整備を進め、道路については、優先順位を定め計画的に路線改良を進めてきた。特に下水道については、平成15年度に集落排水事業による整備が完了したが、漁業集落排水施設における長寿命化対策を計画的に進める必要がある。

また、環境衛生対策として、平成9年度に一般廃棄物最終処分場、平成10年度にリサイクルセンターの建設を行ったほか、平成11年度には保健・福祉・医療の拠点となる保健福祉総合センターが完成、平成30年度には小規模多機能型居宅介護施設及び地域交流施設が完成し、地域福祉の拠点施設として住民に寄り添った事業を展開している。その他、統合により村内唯一の保育施設となる鬼志別保育所についても、拠点施設としての機能強化を図るため、施設の大規模改修や児童館の新設について検討を進めることとしている。

一方で、既存施設の老朽化が著しく改修を要する箇所も多くあるが、総合計画や公共施設等総合管理計画に基づきその必要性について協議を進めていかなければならない。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	36.7	44.5	53.0	61.6	62.4
舗 装 率 (%)	10.5	21.7	33.4	46.1	47.0
農 道					
延 長 (m)	0	0	1,507	588	4,918
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	0.2	0.1	1.1
林 道					
延 長 (m)	-	-	-	63,765	64,415
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	5.7	7.4	8.9	2.5	2.5
水 道 普 及 率 (%)	85.6	95.2	100.0	100.0	100.0
水 洗 化 率 (%)	-	31.7	65.4	92.8	96.1
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	7.9	9.3	9.3	9.9	10.2

(4) 地域の持続的発展の基本方針

産業基盤の充実による経済の活性化を図ることは、所得の向上と人口の定住をもたらす、住民福祉を推進する上で最も不可欠な要件である。本村はこれまで旧過疎計画に基づき諸施策を実施してきており、基幹産業である漁業を中心に一定の成果を上げてきたものの、各産業間における所得格差が依然として続いている現状にある。

また、人口の定住については、漁業・酪農業共にUターン現象が見られるものの全般的に漸減状態で絶対的な人口増の要素に欠けている。このことは、依然として若い労働力吸収の場が少ないこと、特に水産加工業をはじめとした季節的な雇用機会はありながら、通年的な雇用機会が乏しいことが主な原因と考えられる。一方、住民の高齢化率は年々上昇しており、既に訪れている高齢社会に対応する施策も重要である。

これまで過疎対策として酪農業を中心とした基盤整備、道路整備や上下水道など生活環境の整備を主に取り組んできたが、全般的に行政主導で進められることが多かったため、住民の意向が真に反映されていない面もあったと言える。

そのような背景から、協働のまちづくりを推進するため、「まちづくり懇談会」をはじめとする広聴活動の充実に努め、村民の行政に対する積極的な参画機会の確保に努めていきたい。

また、構造改革特別区域の認定を受け、外国人研修生の受入れ枠が拡大されたことにより、本村の主要産業である水産加工業において、外国人研修生が高度な技術や知識を習得することによる国際経済への貢献や受入れ企業の国際的な事業展開を目指すなど、積極的な国際交流の促進を通じた地域経済の活性化を図る施策も必要である。

その他産業面においては、第一次産業主導型から第二次産業主導型への変革を進めていくことを目指し、既存産業の新たな掘り起こしを行って産業のすそ野の拡大を助長する方策を講じていく必要がある。特に特産品や自然景観といった優れた観光資源を一体的に体験できる観光産業の育成強化により、新たな雇用の創出と定住促進を図っていくことが必要である。

土地利用及び公共施設整備においては、基本計画(第7次猿払村総合計画)、公共施設等総合管理計画などに基づくこととなるが、主要な公共施設は概ね整備されたことから、今後は既存施設の有効活用と住環境整備を主としたまちなみ形成を促進していかねばならない。

人口減少が免れない社会情勢において、いま豊かな村を支える産業をしっかりと維持し、さらに展開していくことが不可欠であるとともに、村民一人ひとりの真の豊かさを追求し、猿払村に生まれ、暮らす人々がいつまでも豊かさを感じながら、村に誇りを持ち、幸せに住み続けることが出来るよう「誰にでも やさしい まちづくり」を目指す。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

近年は、年少人口が少しずつ減少し、生産年齢人口においても若い世代の人口の減少が多くなっており、主に社会減が人口減少の要因となっていることから、これらの要因を考慮し以下の視点をもって対策を行うことが重要である。

目指すべき将来の方向

○雇用の創出～進学や就職のための転出が若年人口減少の大きな要因であることから、村内における雇用を確保することにより村を離れなくても就職できる環境づくりを進めるとともに、基幹産業である農業、漁業の安定した経営を継続しながら強化発展を進めていく。

○転入の促進～社会増減数がマイナスであるため、村内での雇用の創出、Uターン、Iターンを推進し、そのための居住環境の整備を進め転入の促進を進めていく。

○結婚、出産、子育て支援～合計特殊出生率の数字が高い状況で推移しているものの、子どもを産む世代の減少や未婚率が上昇している状況も踏まえ、安心して子育てできる環境を進めていく。

○誰もが住みやすい環境づくり～退職後の高齢者の転出が見られており、よりよい生活環境を求めた転出であると考えられることから、誰もが暮らしやすい環境づくりにより定住しやすい環境づくりを進めていく。また、集落が分散し限界集落化が懸念される集落もあることから、村内の交通や病院、商店など村民生活を支える機能向上とコンパクトなまちづくりを視野に計画的な土地利用と公共施設の統廃合等の検討を進めていく。

以上を踏まえ、計画終了時点における人口目標を2,550人とする。

(6) 計画達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年度、議会へ報告するとともに回覧による周知や意見を求める。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村の総人口の減少などに伴う社会情勢の変化や厳しい財政見通しなどを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、村民の理解を得ることのできるサービス水準を確保していくための管理等に関する基本的な考え方として、3つの柱を設定する。

柱1 施設保有量の適正化

多様化する村民ニーズに対応できるよう、公共施設・インフラ資産の保有総量の縮減を図ることで、将来的に必要な更新費用や管理運営コストを削減し、本当に必要とされる施設を保有し続けていくことができる体制をつくる。

柱2 管理運営の効率化

公共施設の管理運営においては、立て替えや大規模改修の他にも光熱水費をはじめとする維持費など、多額のコストがかかるため、保有し続ける施設については管理運営方法の見直しにより、村民のニーズをより満たしていける、より望ましい公共サービスが提供できるようにしていかななくてはならない。特に、インフラ資産は総量の削減が非常に難しいことから、管理運営方法を見直すことで、長期的にかかるコストを削減していくことが重要となる。

柱3 安全性の確保と長寿命化

公共施設等の老朽化は、時間とともに進行する、避けて通ることのできない問題である。老朽化に対処するため、安全性の確保を図るための適切なメンテナンスを適切なタイミングで行っていくことが必要となる。

本計画に関連する公共施設等の維持管理、更新などについては、当該計画との整合を図りながら実施する。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

(ア) 移住・定住

本村の人口は昭和30年代の炭鉱繁栄により8,000人を超える人口を誇ったが、昭和40年代の相次ぐ閉山で昭和50年代には3,000人台まで減少し、それ以降徐々に減少し令和3年3月末現在では2,694人となっている。また、平成28年度からの5年間の自然動態を見ると、出生が121人、死亡が148人で27人が減少している。一方、社会動態では転入781人、転出が770人と11人の転入超過となっており、5年間での変動は16人の減少となり、人口はおおむね横ばいとなっている。人口の内訳をみると外国人の人口数が、平成28年12月末には82人であったのに対して、令和2年12月末では162人と倍増している一方で、日本人の人口は2,655人から2,560人と95人減少している。

こうした状況下で、都市圏から地方への移住を希望する方々を受け入れる雇用や住宅などの環境や体制づくりが課題となっており、その課題解決の一つとして期待される地域おこし協力隊は、地域力の維持・強化と隊員の定住に繋がるものであり、現在6名を採用しているが今後様々な分野での活躍が期待される。また、本村の魅力を体験してもらうために、移住体験プログラムの充実や人手が不足している職種に特化した移住体験ツアーを実施するなど、本村の魅力を発信することにより移住・定住施策の促進を図っている。

また、移住を促進するためには雇用の場を確保することが重要であることから、令和2年度に開始したビニールハウスを活用した新産業創造プロジェクトでは、猿払に適した施設園芸栽培の形を模索してモデル化、マニュアル化を目指すほか、将来的な基幹産業への進化を目指し取り組んでいる。

(イ) 地域間交流

昭和14年12月に本村沖合で発生した世界海難史上に残る旧ソ連の貨客船「インディギルカ号」遭難事故に対し、村民が決死の覚悟で救助にあたったことや遭難者の慰霊祭を続けてきたことなどが契機となり、ロシア連邦との交流が長く続いている。平成2年12月には、サハリン州オジョールスキイ村と姉妹村提携を結び、学童の相互訪問交流などを実施しており、両村の経済的な事情により平成17年度から交流を一時中断したものの、平成23年度から小規模な相互交流事業を再開し、直接外国の文化や学童とふれあい、交流できる場面を創出してきたが、令和元年度からのサハリン定期航路の休止により、学童交流事業の休止を余儀なくされている。今後においても不透明な情勢が続くものと思われるが、その推移を注視しつつ、再開に向けた対応に備えていく。

(ウ) 人材育成

有用な人材育成と村内での就業促進を目的として、村独自の奨学資金貸付制度と指定業種に就職する者を対象とした奨学資金の返済に対する支援を令和元年度より行っているが、本制度の効果がより発揮できるよう積極的なPR活動に努める必要がある。

(2) その対策

(ア) 移住・定住

- 1) 地域おこし協力隊制度の活用
- 2) おためし地域おこし協力隊制度の活用
- 3) 移住体験プログラムの運用
- 4) 移住体験ツアーの実施
- 5) 新産業創造プロジェクトの取組み

(イ) 地域間交流

- 1) 村内在住外国人との交流事業
- 2) 国内友好都市との交流事業の実施

(ウ) 人材育成

- 1) 奨学資金貸付制度による支援及びそのPR
- 2) 奨学金返還支援制度による支援及びそのPR

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	移住・定住	移住促進事業 移住体験ツアー、味覚まるごとフェアの催行	村	
	地域間交流	国内友好都市交流事業 友好都市である石川県内灘町への訪問・受入事業など交流事業の実施	村	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

(ア) 農業

本村の農業は、冷涼な気候や泥炭土壌による悪条件などから、酪農専業に活路を見出し規模の拡大を図ってきた。令和元年度における戸当たり平均耕地面積は84ha、乳牛飼養頭数は130頭を超えるまでに増頭されてきている。その一方、農家戸数は平成5年93戸、平成26年59戸、令和元年末で58戸と大きく減少し、近年は大きな減少となっていないが、大規模な協業法人の出現や営農技術の優れた個別経営体に加え、TMRセンターの開業による分業制が進み、さらなるコストの低減と経営体質の強化に力が注がれているところである。

また、国営農地開発事業等の農業基盤整備の促進による生産基盤の整備も順調に進み、平成5年には生乳生産30,431t、戸当たり300tを突破、平成26年には生乳生産40,845t、戸当たり692t、令和元年には39,225t、戸当り676tを生産するに至っている。

近年は生産量の伸びが鈍く、また、規模拡大や近代化のため、農地、施設の基盤整備や農作業機械等の投資による償還金額が農家経営に重くのしかかっていることも事実である。

更には、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、乳製品の需要低下が続き需給バランスが崩れ、輸入飼料の高騰など国際競争の激化の中、酪農を取り巻く環境は先が見通せない状況にある。

全道有数の良質乳の生産基地として、乳肉加工施設「牛乳と肉の館」における牛乳、乳製品の製造を通じた消費拡大対策、更には新商品の開発に向けた取組み等付加価値を高める努力を続けているが、消費動向には好転の兆しが見えない状況にある。

こうした状況のなか、猿払酪農が勝ち残っていくためには、草地基盤の適正な管理と計画的な更新による良質粗飼料の確保を図り、生産コストの低減と乳質の向上などにより付加価値を高め、一層の経営体質強化を図らなければならない。

更には、持続可能で夢のある産業としての酪農業を確立するため、TMRセンターの活用による分業制など、労働環境の改善を図るとともに、後継者・花嫁対策、新規就農者対策にも積極的に取り組まなければならない。

(イ) 林業

本村の林業は最も古くからの産業として発展を遂げてきたが、産業構造の変化や林業活動の停滞などにより、非常に厳しい状況となっている。村の林野面積は総面積の約76%を占めているが、国有林と会社有林が二分しており、また、地元の林業経営体は皆無であり、平成11年に地元製材会社が閉鎖となって以降、伐採される木材すべてが素材として村外に搬出されている。

このような中で、世界規模の環境対策を背景とした森林に対する社会的な要請が高まり、本村としても水源かん養林、国土保全並びに自然環境の保全等、諸機能を総合的に発揮させるために、森林資源や林道網の整備充実に努めなければならない。

所有別林野面積 (令和元年末現在)

	総面積	うち 林野面積	林野面積			
			国有林	村有林	私有林	計
実数 (ha)	58,997	44,649	19,237	1,206	24,206	44,649
比率 (%)	100.0	75.7	32.6	2.1	41.0	75.7

(ウ) 水産業

本村の漁業は昭和46年以來のほたて貝漁場造成事業により、令和元年には水揚高49,909t、7,652百万円という実績をあげ、そのうち全水揚げの96.8%をほたて貝が占めている。また、さけ・ますは資源保護及び増殖事業を継続して実施し確実な成果を上げているほか、毛がに・たご等の資源保護についても関係者の努力で維持されている。

しかしながら近年の気象の変動や新型コロナウイルス感染拡大に伴う海外輸出の低調など、水産業を取り巻く環境が先を見通せない状況にあることから、今後も安定した基盤の維持に努め、漁業経営のより一層の安定を図るとともに、漁業後継者の育成に努め魅力ある漁村を作りあげる必要がある。

さらに、豊かな水産資源を「さるふつブランド」として付加価値を高めるための加工手法・新製品の開発を行い、安定した雇用の場の確保と、地域経済の向上に向け積極的な取組みを続けなければならない。

また、水産基盤でもある漁港については、年々整備が促進されているが、漂砂対策や出入港時の安全確保を早急に図ることが望まれている。

漁獲の推移

魚類別	平成2年度		平成11年度		平成20年度		平成26年度		令和元年度	
	漁獲量	漁獲高	漁獲量	漁獲高	漁獲量	漁獲高	漁獲量	漁獲高	漁獲量	漁獲高
	t	千円	t	千円	t	千円	t	千円	t	千円
(1) 鮮魚類										
さけ	1,441	632,705	489	188,943	545	210,394	2,039	743,910	992	427,603
ます	66	23,911	224	32,633	241	41,562	152	37,360	40	10,547
かれい	45	15,630			66	15,158				
その他	52	5,656	199	32,402	22	5,418	475	56,039	262	31,202
(2) 貝類										
ほたて	38,347	6,386,885	49,151	6,627,507	52,726	4,765,499	57,537	9,712,982	48,312	6,530,099
ほっき	6	2,144			19	3,619				
つぶ貝	33	8,716	31	11,367	55	11,075	64	13,448		
その他									69	13,518
(3) 水産動物										
毛がに	133	405,799	83	237,781	76	140,913	128	206,082	104	512,132
たらばがに	2	2,987								
たご	56	27,782	123	47,386	81	47,239	112	57,334	107	50,912
うに	2	17,410								
その他		17	4	1,205	30	70,954	26	80,419	19	65,560
(4) 海藻										
昆布									4	10,117
合計	40,183	7,529,642	50,304	7,179,224	53,861	5,311,831	60,533	10,907,574	49,909	7,651,690

(エ) 工業

本村の工業は水産加工業、生コンクリート製造業が主である。

経済の活性化を図るうえで工業の役割は大きく、また、工業就業者の比重も大きいことから、一層の高付加価値化を図ることが必要である。一方で水産加工業における人手不足は深刻で、その解消に向けて官民挙げて取り組まなければならない。

その中で、ホタテ貝の水産加工段階で不要となる貝殻について、農地の暗渠資材として活用が進んでいるが、更なる研究と活用に向けた取組みの強化に努める。

(オ) 商業

村民が日常生活を送るうえで、商業サービスの存在は不可欠であるものの、小売店数及び従業員数は減少傾向にある。また、食料品等を扱う小規模店も少なく、大型用品等の購買力はほとんどが村外へ流出している状態である。

このような状況の中で、本村の商業を維持するためには、多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある商業環境づくりが必要であり、商業者の自主努力・創意工夫、商業者団体などを通じた相互協力、連携を積極的に促進していくことが求められる。

商工会員の推移

	会員数		
	個人	法人	計
平成16年	39	38	77
平成21年	33	37	70
平成26年	27	35	62
令和元年	24	38	62

(カ) 観光

カムイト沼やモケウニ沼などが北オホーツク道立自然公園に指定されているなど、雄大な自然景観に恵まれている。しかし、優れた自然観光資源はあるものの、観光拠点に乏しく、北オホーツクラインの通過地となっていた。

そのような中、道の駅「さるふつ公園」を中核とした観光拠点としての機能充実を図り、立ち寄り拠点としての強化を進めてきた。

また、近年は、道の駅「さるふつ公園」のより一層の機能充実を図っており、観光協会を主軸としたイベント開催や宿泊者の誘客に向けて取り組んでいる。

更には、地産体験施設「さるふつまるごと館」や「さるふつ憩いの湯」の新設により、新たな魅力発信・地元のイメージ向上に努めており、今後は、体験型観光を強化し、移住促進へと繋げられるかが課題となっている。

観光資源等の状況

地名	内容
北オホーツク道立自然公園	カムイト沼・モケウニ沼・ヒョウタン沼(沼の景観)
エサヌカ原生花園	原生花園(北方草花)
村営牧場	牧野景観
さるふつ公園(道の駅)	インディギルカ号遭難者慰霊碑 いさりの碑・風雪の塔・農業資料館 ホテルふるさとの家・さるふつ憩いの湯・パークゴルフ場 サイクリングロード・イベント広場(キャンプ場) 牛乳と肉の館・さるふつまるごと館・地下歩道(ルミライト)
樺太との電気通信ゆかりの地	北海道とサハリン間を電話ラインで結ぶ 海底ケーブル埋設(昭和9年開通)

観光客の入り込み数(人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
入り込み数	139,500	113,900	144,000	157,900	92,800	
内訳	道内客	53,700	88,400	102,600	138,300	80,800
	道外客	85,800	25,500	41,400	19,600	12,000
	宿泊客	46,700	18,700	15,500	11,900	10,400

(2) その対策

(ア) 農 業

- 1) 生産性向上対策の確立
 - ① 乳牛改良及び乳質改善の推進
 - ② 村営牧野の機能拡充による個別経営の側面支援
 - ③ 地域の核となる法人経営体の推進と経営近代化の推進
 - ④ 担い手の確保(子弟及び新規参入者等)
 - ⑤ 乳肉加工施設の活用による消費拡大対策
- 2) 農業生産基盤整備の促進
 - ① 国営総合農地防災事業、道営草地整備改良事業による草地基盤の整備
 - ② 分業制や共同作業による良質粗飼料の確保
- 3) 農道網整備事業の促進
 - ① 農道及び集乳道の適切な維持管理
- 4) 生活の合理化
 - ① 持続可能で夢のある酪農業の確立のための環境整備
- 5) 金融対策
 - ① 現状に即した経営改善計画の樹立と長期、低利資金制度の確立

(イ) 林 業

- 1) 森林資源の多面的機能の増進と育成強化
 - ① 猿払村分収林等保育事業の推進
 - ② 民有林における人工造林事業の推進指導
 - ③ 国有林の整備促進の要望
 - ④ 豊かな森づくり推進事業の推進
- 2) 国有林、民有林の適正伐採の要請
- 3) 緑化事業の推進

(ウ) 水産業

- 1) 資源管理、栽培事業の促進
 - ① ほたて貝資源の確立
 - ② ほたて貝種苗の地場生産体制の確立
 - ③ さけ・ますふ化養殖事業の推進
 - ④ 漁場整備の推進
- 2) 魚介類の蓄養技術開発による漁業複合化の推進
- 3) 未利用資源の活用推進
- 4) 漁港整備事業の促進の要望
- 5) 水産加工業の推進
- 6) 防氷、防潮、漂砂対策と浅海増養殖造成事業の推進

(エ) 工 業

- 1) 地場産業と密着した産業や関連産業の立地の推進
- 2) 地域資源を生かした高付加価値の特産品開発の促進

(オ) 商 業

- 1) 商業者で組織している各種団体の育成
- 2) 中小規模小売店の育成を図るため、商工会と連携した相談指導体制の充実
- 3) 経営の安定化、近代化等経営基盤の改善を図るため、必要資金の融資制度の充実

(カ) 観光

- 1) 自然景観の保全と観光資源の積極的な情報発信
- 2) 「さるふつ公園」の機能向上・利活用の検討
- 3) 多様化する観光ニーズに対応した広域連携での取り組み
- 4) 個性的なイベントの創出と既存イベントの創意工夫
- 5) 特産物の開発促進による「食」を活かした取り組み

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の 振興	(1) 基盤整備			
	農 業	道営草地畜産基盤整備事業(草地整備型(公共牧場整備)) 浜鬼志別地区草地整備430ha(村負担・受益者負担 25%)、牧場施設等整備(堆肥舎1棟、畜舎1棟、看視舎1 棟、バンカーサイロ1基)、車両購入(トラクター等作業機械 1式、ホイールローダー1台)	道	
		森林農地整備センター分収林造林事業 除伐30ha×5年間	村	
		国有林分収林施業事業 間伐20ha×5年間、つる切10ha×5年間	村	
	(2) 漁港施設	地域水産物供給基盤整備事業 知来別漁港・浜鬼志別漁港・浜猿払漁港	道	
	(3) 経営近代化 施設			
	農 業	村営牧野整備事業 預託舎等の老朽化に伴う補修(屋根4棟)、車両購入(大型 ダンプ2台、ショベルローダー2台、バキュームタンク車1 台)、受配電設備整備工事	村	
		(9) 観光又は レクリエーション	ホテルふるさとの家厨房等備品購入事業 厨房機器の入替、車両購入(送迎用バス2台)	村
		ホテルふるさとの家大規模改修事業 客室内(壁、窓等)、厨房	村	
		道の駅「さるふつ公園」整備事業 公衆トイレ解体及び設置工事、遊具等設置工事	村	
		道立自然公園整備事業 カムイト沼歩道等改修工事	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	第1次産業	漁業近代化資金利子補給事業 漁業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化に資する ための資金貸付に係る利子補給	村	
		草地力アップ事業 草地整備事業に対する補助	村	
		猿払村農業後継者支援事業 農業後継者に対する補助	村	
	商工業・ 6次産業化	地域振興事業(暮らし応援商品券発行事業) プレミアム商品券発行に対する補助金	村	
		中小企業指導事業(経営改善普及事業) 猿払村商工会運営費等補助	村	
	観 光	(一社)さるふつ村観光協会運営事業 運営費補助	村	
		観光誘客促進事業 民宿・旅館宿泊客利用促進事業など	村	
		観光パンフレット作成事業 パンフレット更新	村	
		観光まつり開催事業 観光まつり実行委員会への補助	村	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
猿払村全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策及び(3)計画のとおり。

なお、本区域における産業の振興については、必要に応じて、周辺市町村及び北海道、その他異業種との連携に努めます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

(ア) 情報通信

現在は、村内全域において光ブロードバンドサービスが利用できるほか、光ファイバを活用した有線放送により難視聴区域の解消が図られている。今後も整備された情報通信基盤の適切な維持管理のほか、情報化社会の急速な進化に伴う高度な情報通信基盤のニーズへの対応が求められる。

また、地域情報基盤施設の構成機器の一つである「音声告知放送」については、耐用年数を迎えることから、新たな情報伝達手段として防災行政無線の整備を令和3年度に行うこととしている。

(2) その対策

(ア) 情報通信

- 1) 光ファイバケーブル等情報通信基盤の適切な維持管理
- 2) 村内公共施設における公衆無線LAN(Wi-fi)環境の整備
- 3) ホームページ等の活用による情報発信
- 4) 防災行政無線(同報系)の整備

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 地域における 情報化	(1) 電気通信施設 等情報化の ための施設			
	告知放送施設	地域情報通信基盤整備事業 音声告知放送端末撤去	村	
	防災行政無線 用無線施設	防災行政無線(同報系)整備事業 親局、再送信子局、屋外拡声子局、戸別受信機	村	
	テレビジョン 放送等難視 聴解消の ための施設	地域情報通信基盤整備事業 地上デジタルテレビ放送再送信設備更新 鬼志別IPセンターUPS更新 IPBOX空調機更新(5か所)	村	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(ア) 道路

本村の道路は国道1路線36.2km、道道9路線101.8km、村道188路線242.1kmである。令和2年4月1日現在の改良率、舗装率は次のとおりとなっているが、国道、道道に比べ村道の整備状況は立ち遅れている実態にあるものの、各集落間を結ぶ主要道路網は概ね整備が完了している。

本村は市街地のほか農村部が多くあり村道の延長も比較的長く、新規路線の整備には多額の財政負担が伴うため、今後は生乳集積車(タンクローリー)等が走行しているなど利用頻度が高い路線を中心に、道路ストック点検・橋梁点検により維持補修及び管理の強化を行いながら道路の長寿命化を図る。

冬期間の除雪については、民間委託により実施しているが、除雪機械については順次更新が必要となるほか、気象条件の厳しさも格別で時として交通途絶があり、日常生活はもちろん、通学・通院・集乳・救急救命等に支障を来すことがある。

種別 \ 区分	実延長	改良済延長	舗装済延長	改良率	舗装率	摘要
国 道	36.2 km	36.2 km	36.2 km	100.0 %	100.0 %	
道 道	101.8	90.9	73.4	89.3	72.1	
村 道	242.1	151.1	113.7	62.4	47.0	
計	380.1 km	278.2 km	223.3 km	73.2 %	58.7 %	

(1) 交通

平成元年のJR天北線の廃止以来、通学生や住民の足を確保するため代替バスが運行されている。しかしながら過疎化・少子化・自家用自動車の増加に伴いバス利用者の減少に歯止めがかからず、抜本的な見直しが急務であることから、持続可能な路線を維持するため、沿線自治体間で再編・維持・新たな交通体系を含め、生活路線について協議、検討を進めている。

また、村内においては、交通空白地域へデマンド自動車を運行するほか、高齢者や身体障がい者など生活するうえで交通機関を利用することが困難な移動制約者の交通の利便を確保するため、村内全域を対象に福祉輸送事業を実施しており、公共交通機関の利用や家族等の支援が困難な高齢者等を対象に通院などの移動支援を行っている。

村内の交通体系の維持、確保については、猿払村地域公共交通活性化協議会で本村の公共交通全般の協議・検討を行ってきており、今後も情勢の変化に対応した交通体系の維持、確保に向け取り組んでいく必要がある。

猿払村の交通体系

運行形態	区間	運行回数	運行方法
デマンド自動車運行	小石～鬼志別	4便(予約制)	ドアツードア
	知来別～鬼志別	3便(予約制)	
福祉輸送事業運行 (一般輸送)	村内全域	2台体制 (予約制)	ドアツードア
福祉輸送事業運行 (移動・通院支援)	猿払村～稚内市・浜頓別町・枝幸町	予約制	ドアツードア

(2) その対策

(ア) 道路

- 1) 計画的な道路環境の整備及び橋りょうの長寿命化対策
- 2) 産業基盤の確立を図るための農道整備事業の促進
- 3) 除雪体制の強化

(イ) 交通

- 1) 地域公共交通路線の維持と効率的な運行及び定期運賃の負担軽減のための通学生への補助の実施
- 2) 交通空白地域等の対策と利便性の向上(デマンド交通及び福祉輸送事業運行の充実強化)
- 3) 天北宗谷岬線バス路線の再編及び持続可能な運行形態の確保

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1) 市町村道 道 路	鬼志別地区道路改良舗装事業 芦野鬼志別線道路改良事業 L=79.5m 鬼志別市街4号線道路改良事業 L=100m 鬼志別市街2号線道路改良事業 L=76m 鬼志別市街6号線道路改良事業 L=106m	村	
		浜鬼志別地区道路改良舗装事業 浜鬼志別市街5号線道路改良事業 L=220m 浜鬼志別市街6号線道路改良事業 L=120m	村	
		知来別地区道路改良舗装事業 知来別市街4号線道路改良事業 L=470m	村	
		橋梁修繕事業 橋梁補修設計、修繕工事 4橋 黒百合橋・豊栄橋・ポロ沼橋・一号橋	村	
		橋りょう		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		橋梁点検事業 橋梁点検 44橋	村	
	(2) 農道	道営農地整備事業(通作条件整備(一般農道整備(保全対策型))) 芦野地区 安全施設(防雪柵)2,000m 浅茅野台地地区 安全施設(防雪柵)2,000m	道	
	(8) 道路整備 機械等	除雪機械購入事業 除雪トラック1台・小型ロータリ1台・ロータリ除雪車3台	村	
		知来別地区除雪機械格納庫改築事業 除雪機械格納庫 1棟(3台格納)	村	
	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	公共交通	天北宗谷岬線バス通学定期運賃補助事業 天北宗谷岬線バスを利用する本村の通学生に対する通学 定期運賃の補助	村	
		福祉有償運送事業(一般輸送・移動・通院支援) 高齢者・身障者を対象とした福祉タクシーの運行	村	
		天北宗谷岬線バス路線維持対策費補助金 バス運行事業者への不採算補てん	村	

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 水道施設

本村の水道施設は簡易水道4系統で給水を実施しており、その普及率は100%となっている。

施設内容は導送水管ポンプ施設数6ヶ所、浄水場設置数5ヶ所、配水池設置数26ヶ所で、1日当たりの配水能力は3,728m³、年間総配水量は令和2年度801,633m³となっており、導送水管、基幹配水管の延長は約214kmである。これら施設の管理は集中監視システムの導入や民間業者への業務委託により効率化を図っており、保有する能力を勘案すると生活環境の整備や各種産業の振興発展に伴う需要の増加が生じても、一定の対応が可能な状況となっている。

しかしながら、泥炭地などの軟弱地盤に配水管を敷設せざるを得ない地域もあり、既存配水管の老朽化への対応とともに、将来的な視野に立った耐震化、強靱化への取り組みが必要である。

また、安心、安全な水道水を安定して供給するため、日常の維持管理を徹底するとともに、洗浄機能の一層の強化を図ることが重要である。

水道の状況

(令和2年3月31日現在)

種別	施設名	給			水	
		計画給水人口	戸数	人口	導送水管延長	配水管延長
簡易水道	鬼志別	1,400	655	1158	29,045 m	13,529 m
	浜鬼志別	1,030	369	999	11,064	46,849
	浅茅野	260	100	232	5,269	55,085
	浜猿払	452	163	356	4,652	48,664
計		3,142	1,287	2,745	50,030	164,127

(イ) 下水処理施設

本村の中心的集落である鬼志別地区においては、平成2年度に供用を開始した後、平成21年度から4年間にわたり機能強化事業を実施したが、漁業集落3地区についても、令和4年度からの浜鬼志別地区を皮切りに順次機能強化事業に取り組む計画としている。

また、その他の地区については、小集落であることや人家が点在していることなどから、個別排水処理施設整備事業により合併処理浄化槽の設置を進めている。

今後はそれらの施設の維持管理が主となるが、下水道の普及は快適な生活を営むうえで不可欠な要件とも言えるため、地域住民の要望を十分に勘案するとともに、必要な機能の維持、強化が図られるよう、計画的・効率的に整備・改修を進めることが必要である。

(ウ) 廃棄物処理施設

一般廃棄物については、年々収集量が増加傾向にある中で、平成10年度より現在地において不燃物の埋立処理を行っているが、数度にわたる延命化対策として埋立容量の圧縮、木質系粗大ごみの破碎焼却等の取組みの成果などにより、令和2年度に実施した残余容量測量調査において、令和13年10月を埋立て完了年月と定め、再度計画変更をする予定である。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」に基づき、平成10年度より4種類の資源物収集を実施し、更に12年度からは3種類の分別を追加し、現在7種類の資源物と可燃物、不燃物及び粗大ごみの廃棄区分となっている。

廃棄物処理に係る今後の課題としては、一般廃棄物最終処分場の埋立て完了に伴う新処分場建設に向け、本計画期間中に補助金事業の選定や地域計画の策定が必要となるが、引き続き、分別収集計画に基づく計画の見直しならびに更なる分別意識の高揚へ啓発活動を推進していく必要がある。

更には、最終処分場での水処理設備の計器類やリサイクルセンター設備の老朽化に伴い、計画的な更新が必要である。

(エ) 火葬場

火葬場は、年間30件前後と使用頻度は多くはないが、遺族が故人との最後の別れを行う場所であり、故人の尊厳を重んじるとともに、遺族の心情に配慮した質の高い施設として維持する必要がある。

現在の火葬場は昭和54年に建設され40年以上が経過しており老朽化が著しい。また、火葬炉設備部は、必要に応じた部分補修にて対応しているが、棺の大型化により対応できない事例や、待機スペースの狭隘、水道施設の未整備など、多くの問題を抱えている。

今後の課題としては、改修(修繕)にも限界があることから、火葬施設としての機能の充実を含めた改築計画に向けた検討が必要である。

(オ) 消防施設

消防行政は、本村と稚内市、豊富町による一部事務組合により運営されている。本村は広大な土地に地域が点在している状況の中、万が一の災害に備えているが、一部の施設や車両の老朽化が進んでいる。

救急体制については、これまで救急救命士の計画的な養成を進め、体制強化を図るとともに、村民には日常生活で起こり得る、心臓や呼吸が止まった人に対する処置(心肺蘇生法)とAED(自動体外除細動器)の使用方法を中心とした講習会を継続的に実施し、救命率の向上に努めているが、時代の変化に対応した知識や技術の確保が求められている。

(カ) 公営住宅

公営住宅等については、令和2年度末で公営住宅220戸・特公賃34戸の管理戸数となっているが、公営住宅の約半数が耐用年数を経過しており老朽化が著しいことから、公営住宅等長寿命化計画に基づいて維持整備を進めているところである。

また、定住促進を目的として、快適な住まいづくり促進事業により、住宅の新築・改修に費用の一部を補助しているほか、公営住宅の入居基準に適合しない世帯向けに、民間アパートの建設を促進するための建設促進助成事業も実施している。

これらの取組みは、住宅を確保するための足掛り的な存在としての役割も大きく、過疎化に対する歯止めとなっている部分もあるが、依然として賃貸住宅ストックが不足傾向にある。

(2) その対策

- 1) 水道施設の整備と耐震化、強靱化の促進
- 2) 水道施設の維持管理の徹底と浄水機能の強化
- 3) 集落排水施設の機能強化と個別排水処理施設整備事業の促進
- 4) 一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物最終処分場施設埋立変更計画の策定
- 5) ごみの分別意識高揚のための啓発活動の推進及び関連設備の計画的な整備
- 6) 火葬場改築に向けた具体的な検討
- 7) 消防施設や車両の維持管理徹底と改修、更新
- 8) 救急救命体制強化のための人材育成
- 9) 公営住宅の円滑な供給と居住水準の向上

(3) 計 画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	配水管等整備事業 住宅の新築などに伴う配水管等の布設及び老朽仕切弁等の取替	村	
		水道施設機能強化事業 非常用発電機の設置、配水池清掃、その他設備の更新	村	
		水道管布設台帳電子化事業 水道台帳図及び弁栓図の電子化	村	
		簡易水道等施設整備生活基盤近代化事業(道営畑地帯総合整備事業(担い手支援型)(単独営農用水)) 狩別・芦野地区 狩別浄水場改修及び配水管更新	道	
	(2) 下水処理 施			
	農村集落 排水施設	漁業集落排水施設機能強化事業 漁業集落排水施設機能保全計画策定、浜鬼志別終末処理場の浄化槽、機械設備、電気設備等の改修、マンホールポンプ等設備改修	村	
		下水道管及び公共枿設置事業 集落排水区域における住宅新築等に伴う下水道管の布設及び公共枿の設置	村	
	そ の 他	個別排水処理施設整備事業 集落排水処理区域外における合併浄化槽の設置	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 廃棄物 処理施設			
	ごみ処理 施設	資源収集車購入事業 資源収集車1台、塵芥収集車1台	村	
		その他	有害鳥獣駆除事業 有害鳥獣減容化施設建設工事	村
	(4) 火葬場	火葬場建設事業 実施設計	村	
		(5) 消防施設	消防自動車購入事業 ポンプ車1台、積載車1台 救助工作車1台	消事組
	消防施設整備事業 防火水槽2基、消火栓1基		消事組	防務合
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業 建設2棟4戸、解体6棟16戸	村	
		公営住宅ストック総合改善事業 長寿命化改善工事(屋根及び外壁改修) 長寿命化計画策定	村	
	(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	生活	民営賃貸住宅建設促進助成事業 民間賃貸住宅建設費助成	村	
		快適な住まいづくり促進事業 戸建て住宅の新築、改修に対する補助	村	
	環境	有害鳥獣駆除事業 有害鳥獣駆除委託	村	
		猿払村新エネ・省エネ設備等導入補助金 村民及び事業者を対象に新エネ・省エネ設備の設置経費 に対する一部支援	村	

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(ア) 児童福祉

令和2年度末に浜鬼志別保育所を閉所し、現在は常設保育所1か所で運営している。村内全域の保育を必要とする3歳児以上の児童はほぼ入所しているが、3歳未満児では保育のニーズが高く待機児童が発生している。

保育に対するニーズは多様化しており、低年齢保育、障がい児保育、一時的保育、学童保育などの保育機能全般の更なる充実を図る必要がある。

また、鬼志別保育所を村内の子育て支援の為に拠点施設と位置付ける中で、多様化する保育事業はもとより、子育て支援に対するニーズへの対応が求められている。

(イ) 高齢者福祉

猿払村の高齢人口(65歳以上)は、平成17年国勢調査において624人(高齢化率21.2%)、平成22年国勢調査では614人(高齢化率21.7%)、平成27年国勢調査では612人(高齢化率22.8%)であり、令和3年3月末時点の住民基本台帳では648人(高齢化率24.1%)となり、緩やかではあるが高齢化が進んでいる。

高齢者の増加に伴い、心身に何らかの障がいを持ち支援を必要とする高齢者も増加傾向にあり、介護保険上の要支援・要介護認定者は平成12年の制度開始当時は113人であったが、令和3年3月末では127人となっている。

こうした状況の中、生活支援が必要な高齢者の増加や介護ニーズの多様化に対応できるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、介護保険事業と在宅支援を展開している。また、介護が必要とならないような介護予防の取組みも進めている。

今後、高齢者の単身世帯や認知症を有する人など、生活支援を要する高齢者が増加してくることが予想される中、高齢者自らが住み慣れた地域で自立した生活を継続できる地域づくりを進めることが求められており、地域が点在している本村では、高齢者が終の棲家として安心して暮らすためのサービスを受けやすい高齢者向けの住宅が必要となっている。

(ウ) 障がい者福祉

令和元年度末における猿払村の障がい者の総数は140名で、身体障がい者が最も多く99人、次に知的障がい者33人、精神障がい者8人となっている。

村では、障がい者が住み慣れた地域でより豊かに生きがいのある暮らしを送ることができるよう、障がい者福祉サービスの充実、社会参加の促進、暮らしやすい環境づくりに取り組んでいるが、その一方で福祉に関わる専門職などの人材確保が課題となっている。

今後は、各種サービスを継続して充実させるとともに、障がい者の自立や社会参加など、生きがいをもって暮らすことができるよう、地域で障がい者を支えあうための体制を強化することが求められている。

(エ) 健康づくり

猿払村においても高齢化が進んでいる傾向にあり、村民の健康が重要である。高齢になっても病院にかからず元気にいつまでも活躍することは、村の社会保障費の軽減と村の活力にもつながることから、日々の健康づくりへの取組みが求められている。

村では、特定健診やがん検診、基本健診など国の施策に基づき実施しており、妊婦健診や乳幼児健診など母子保健事業も積極的に進めている。一方で、子どもの発達や発育に対する支援ニーズも増えてきており、関係機関と連携した適切な対応ができる体制づくりが求められている。

保健指導としては、各種相談や教室等の機会提供を行っているものの、参加者の固定化などが課題であり、一層の参加促進に向けた取組みが必要となっている。

一方、健康づくりにおいては、「自分の健康は自分でつくり、守る」という村民の意識醸成も重要である。各種保健事業についての情報発信をしながら村民の意識啓発を行うとともに、講演やスポーツの機会など心の健康も含めた健康づくりに関わる機会の拡大が求められている。

(オ)地域福祉

猿払村では、社会福祉協議会が中心となりボランティア活動が進められ、地域福祉活動の活性化と活動基盤の充実を図っている。

すべての住民が住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が求められることから、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など各分野において、さまざまな福祉サービスを展開しているが、地域における問題は複雑及び多様化してきており、一人ひとりに合った適切なサービスの提供が求められている。

住民が安心して暮らす地域をつくるためには、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設などとも連携しながら、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが必要であり、地域包括ケアの推進に向けて、保健・医療・福祉・介護などのより一層の連携強化が重要である。

(2) その対策

(ア) 児童福祉

- 1) 低年齢保育、学童保育、一時的保育など幅広い保育サービスの充実
- 2) 鬼志別保育所を拠点とし、地域が一体となった子育て支援事業の展開
- 3) 施設の改修等による安心・安全な保育の確保

(イ) 高齢者福祉

- 1) 高齢者の生活の充実
 - ①健康づくり、生活習慣病予防
 - ②生きがいづくり
- 2) 日常生活の持続に向けた取組みの充実
 - ①介護予防の総合的な推進
 - ②相談支援体制の充実
- 3) 在宅生活等の支援充実
 - ①生活支援サービスの充実
 - ②認知症支援対策の充実
 - ③介護居宅サービスの充実
 - ④施設サービスの充実
 - ⑤サービスの質の向上
- 4) 高齢者福祉等施設の建設、効率的な運営
 - ①小規模多機能型居宅介護施設の効率的な運営と人材確保
 - ②共生型住宅の整備

(ウ) 障がい者福祉

- 1) 障がい者福祉サービスの充実
 - ①相談窓口の設置と各種相談事業の活用
 - ②訪問等による状況把握と支援サービスの提供
- 2) 障がい者の社会参加の促進
 - ①外出機会や活動・交流の機会の創出
 - ②施設の利用に関わる負担軽減の支援
 - ③社会参加や活動を促す地域活動支援センターの設置の検討
- 3) 障がい者の暮らしやすい環境づくりの推進
 - ①障がい者支援に関わる組織への活動支援
 - ②多様な保育サービスの提供(保育所との連携)
 - ③特別支援教育の推進(教育委員会、各学校との連携)

(エ)健康づくり

1) 生活習慣病予防の推進

- ①各種健康診断や検診等の充実
- ②健康づくりや栄養に関わる教室等の充実
- ③健康に関わる相談や指導の機会の拡大

2) 母子保健事業の推進

- ①母子保健に関わる機会の拡大妊婦健診、乳幼児健診等の充実
- ②母親学級等の保健指導事業の充実
- ③予防接種の実施体制の強化充実、周知

3) 村民の自主的な健康づくりの推進

- ①健康づくりの機会拡大や環境づくり
- ②ゲートキーパーの養成

(オ)地域福祉

1) 地域ケア体制の充実

- ①福祉コミュニティの構築
- ②ボランティア活動の促進
- ③高齢者の尊厳の確保と権利擁護
- ④情報提供の充実

2) 福祉のまちづくりの推進

- ①計画的な介護サービスの充実
- ②安心・安全対策等の推進

3) 福祉サービスの提供充実

- ①現行サービスの利用促進
- ②新たなサービスの検討
- ③各種サービスの周知

4) 福祉事業の推進

- ①社会福祉協議会への支援強化
- ②社会福祉協議会や地域(自治会等)との連携

(3) 計 画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上 及び増進	(1) 児童福祉施設			
	保 育 所	鬼志別保育所遊具整備事業 屋外遊具の設置	村	
		鬼志別保育所改修事業 実施設計、内部改修工事	村	
	児 童 館	児童館新設事業 実施設計、新築工事	村	
	(3) 高齢者福祉 施設			
	高齢者生活 福祉センター	共生型住宅建設事業 実施設計、建設工事	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(7) 市町村保健 センター及び 母子健康 包括支援 センター	保健福祉総合センター改修事業 屋上防水、内部改修	村	
	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	児童福祉	子ども医療費給付事業 中学校卒業までの村内居住者を対象とした医療費給付	村	
	高齢者・障害 者福祉	介護予防及び生活支援事業 食の自立支援、生活管理指導員派遣等民間事業者への委託	村	
	その他	社会福祉協議会運営費助成金 事務局運営費、老人医療費一部助成、後見実施機関運営費	村	

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本村には、国保病院1、出張診療所1、歯科診療所1の医療機関があり、医師3名(内科医2・歯科医1)が常駐しているが、全国的な医師不足により現状を維持するのが精一杯の状況である。また、専門・高度医療の分野においては依然として稚内、名寄、旭川、札幌方面に頼る傾向にあるが、2次医療圏の枠を超え、広範囲なネットワークの形成により医療連携の確保が必要とされている。

公立病院の経営は年々厳しさを増してきているが、村民の福祉と健康を守るため地域医療の拠点として、隣接する保健福祉総合センターとも連携を図り、予防を含めた医療サービスの向上に努めていく必要がある。

医療施設の状況

(令和3年3月末現在)

国保病院			へき地出張診療所			歯科診療所		
施設数	医師数	病床数	施設数	医師数	病床数	施設数	医師数	病床数
1	2	28	1	2週に1回の出張診療	-	1	1	-

(2) その対策

- 1) 宗谷地域での医療体制の充実と医療の地域格差是正について、関係機関等に要望
- 2) 医療機器等の整備充実

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の 確保	(1) 診療施設			
	病院	医療機器整備事業 放射線機器、生化学自動分析装置、血液ガス分析装置、電子カルテ、オーダーリングシステム	村	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

学校教育施設については現在、小学校4校、中学校1校でいずれもへき地校である。

別表-1に示すとおり、小学校においては児童数の減少によりすべての学校で複式学級が存在し、中学校を含めた5校のうち4校で特別支援学級が開設されているが、学校の統合による校区拡大や住宅建設エリアの拡大等によりスクールバスの台数や路線の増加について対応しなければならない。また、新学習指導要領への対応のほか、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づく一人一台端末整備により、一層のICTを活用した学校教育の推進が求められている。

校舎等施設整備については耐震性も特に問題はないが、ほとんどの校舎が築30年を経過し計画的な大規模改修が必要である。特に学校給食センターは築40年を経過し、この間増築や改修を行いながら運営しているが、老朽化が著しくかつ狭隘な状態であるため、安心安全な給食提供を行うため、HACCP(ハサップ)の概念を取り入れた学校給食衛生管理基準を満たす新施設の建設が急務である。

体育施設については柔剣道場、スポーツセンター、野球場、スキー場、多目的運動広場(山村広場)等があるが、村営プールについては著しい老朽化により維持継続が難しいとの判断により、令和2年をもって休止とした。当分の間は近隣市町施設の広域利用にて住民ニーズに応えるものであるが、移動に約1時間を要するため利用にあたっての課題も発生することから、今後の複合施設建設時においてプール機能の併設や新設設置などの検討が必要である。

また、他の施設においてもすべて建設から30年以上が経過し、大規模な改修が必要な状態であるため計画的に整備を進めるとともに、これら体育施設の効率的な利用を促進し、村民の健康増進、体力向上に努めていきたい。

その他、農村環境改善センター内に図書室を設置し、利用者のニーズに答えるため継続的に新刊を購入しているが、蔵書数が増え手狭な状態になってきており、図書室としての機能を発揮させるためにも、今後の複合施設の設置などを検討していく必要がある。

別表-1

学校名	へき地級地	児童(生徒)数		学級数(令和2年)		教職員数	校舎	屋内体育館
		平成28年	令和2年	単式 (特別支援学級含む)	複式			
鬼志別	2	80	74	7	1	18	鉄筋コ	有
浜鬼志別	2	50	38	4	3	13	鉄筋コ	有
知来別	3	22	30	2	2	9	鉄筋コ	有
浅茅野	3	13	12	2	2	7	鉄筋コ	有
小学校計		165	154	15	8	47		
拓心	2	90	76	6	0	15	鉄筋コ	有
中学校計		90	76	6	0	15		

(2) その対策

- 1) 校舎等学校教育施設の計画的改修
- 2) 給食センターの改築
- 3) 屋外教育環境整備の充実
- 4) スクールバスの充実
- 5) 体育施設の計画的整備と改修
- 6) 複合施設(図書室・プール)の新規建設に向けた検討
- 7) ICT機器の活用による教育充実
- 8) 家庭教育と連携した教育の振興

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設			
	校舎	鬼志別小学校長寿命化改修事業 施設調査、実施設計、改修工事	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	屋外運動場	浜鬼志別小学校特別教室棟長寿命化改修事業 実施設計、改修工事	村	
		学校施設屋上防水改修事業 知来別小学校、浜鬼志別小学校	村	
		鬼志別小学校グラウンド改良事業 実施設計、改良工事	村	
	教職員住宅	教職員住宅建設事業 1棟2戸(世帯向け住宅)実施設計、建設工事	村	
		スクールバス更新事業 中型バス2台	村	
	給食施設	学校給食センター改築事業 実施設計、改築工事	村	
		(3) 集会施設 ・体育施設等		
	集会施設	集会施設等改修事業 屋上防水・屋根改修	村	
		体育施設	村営球場改修事業 バックスクリーン、バックネット等改修	村
	村営スキー場整備事業 リフト設備更新、管理棟等改修		村	
	スポーツセンター改修事業 屋上防水、外壁改修		村	
	図書館	移動図書車更新事業 経年劣化による更新	村	
		その他	(仮称)郷土資料館改修事業 つり天井改修、屋上防水、屋根改修	村
	農村環境改善センター改修事業 実施設計、改修工事(屋上防水、外壁補修)		村	
	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	義務教育	スクールバス運行事業 運行委託業務	村	
		生涯学習・ スポーツ	小中学生学習意欲向上サポート事業 夏季・冬期・テレビ学習など小中学生への様々な学習機会 の場の提供	村

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本村は、漁業や農業を中心とした集落など大小様々な10の地域が点在しており、地域コミュニティを推進するために、13の自治会・町内会が参画する自治会連合会に対し支援を行っている。また、地域が点在しているため9つの地域ごとに地域集会施設を設置し、各自治会が有効に活用している。

各地域の持続的な発展のためには、村民と村との情報の共有が大切であることから、多くの村民から意見・要望を聞くため、まちづくり懇談会や自治会長会議を開催し、現状と課題を共有化し村政施策への反映をしている。

(2) その対策

- 1) 自治会連合会への支援
- 2) 各地域への地域集会施設の設置、運営
- 3) まちづくり懇談会による地域住民からの意見要望の聴き取り
- 4) 自治会長会議での地域からの意見要望の聴き取り

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

昭和59年度に完成した農村環境改善センターと従前からの生活改善センターが相互に補完し合っ、文化活動等諸活動の中心的役割を果たしてきたが、施設の老朽化や利便性の問題などにより、十分な活動拠点とは言い難い現状にある。

これまでも、文化活動の振興のため指導者の育成を推進してきたが、指導者の高齢化やニーズの多様化による団体の会員数の減少等により休止する団体も現れており、村民文化の発展のため今後も一層の文化団体等への活動援助を行っていく必要がある。

また、毎年小中学生を対象とした芸術鑑賞事業の実施や一般村民対象の公演事業を実施しているが、生涯学習の一環として、教養や文化・スポーツに関する講演会や音楽鑑賞の場を創設し、村民へ様々な学習機会を提供していかなければならない。

(2) その対策

- 1) 優れた芸術鑑賞機会の拡充と各種文化活動情報の提供
- 2) 文化団体・サークル等への活動援助と発表機会の拡充
- 3) 文化活動指導者の発掘・養成
- 4) 文化財保護指導の啓蒙と郷土資料の保存及び教育的活用
- 5) 文化活動の場の確保と提供

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行により、その要因とされる温室効果ガスの排出量削減が世界的な課題となっている。我が国では、海外から輸入する化石燃料を主なエネルギー源としているが、資源が有限であることや地球環境への悪影響等から、国が掲げる『2050年カーボンニュートラル』の実現にむけ、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の豊富な再生可能エネルギー資源の活用による脱炭素社会の実現を目指していかなければならない。

本村においても、地球温暖化対策の推進に関する法律において義務付けられている「地球温暖化対策実行計画」を策定し、全村的な取組みとして、二酸化炭素排出量の削減に努めている。

また、近年では、公設の小規模多機能型住宅介護施設である「楽楽心」に地中熱ヒートポンプによる施設内暖房への熱源利用や省エネルギーの推進として、村内各公共施設の室内照明をLED化する等の取組みを行っているが、今後も未利用資源エネルギーの可能性を模索していく必要がある。

(2) その対策

- 1) 再生可能エネルギーの有効活用
- 2) 公用車のエコカー(次世代自動車、ハイブリッド車)の導入促進

事業計画(令和3年度～令和7年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業 移住・定住 地域間交流			地域の 持続的 発展に 資する 事業で あり、事 業効果 は将来 に持続 的に及 ぶもの である。 (以下、 各事業 におい て同じ)
		移住促進事業	村	
		国内友好都市交流事業	村	
2. 産業の興 振	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 1次産業 商工業・ 6次産業化 観 光			
		草地力アップ事業	村	
		猿払村農業後継者支援事業	村	
		漁業近代化資金利子補給事業	村	
		地域振興事業(暮らし応援商品券発行事業)	村	
		中小企業指導事業(経営改善普及事業)	村	
		(一社)さるふつ村観光協会運営事業	村	
		観光誘客促進事業	村	
		観光パンフレット作成事業	村	
観光まつり開催事業	村			
4. 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(9) 過疎地域 持続的発展 特別事業 公 共 交 通			
		天北宗谷岬線バス通学定期運賃補助事業	村	
		福祉有償運送事業(一般輸送・移動・通院支援)	村	
		天北宗谷岬線バス路線維持費補助金	村	
5. 生活環境 の整備	(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業 生 活 環 境			
		民営賃貸住宅建設促進助成事業	村	
		快適な住まいづくり促進事業	村	
		有害鳥獣駆除事業	村	
		猿払村新エネ・省エネ設備等導入補助金	村	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(8) 過疎地域 持続的発展 特別事業			地域の 持続的 発展に 資する 事業で あり、事 業効果 は将来 に持続 的に及 ぶもの である。 (以下、 各事業 におい て同じ)
	児童福祉	子ども医療費給付事業	村	
	高齢者・障害者福祉	介護予防及び生活支援事業	村	
	その他	社会福祉協議会運営費助成金	村	
8. 教育の興 振	(4) 過疎地域 持続的発展 特別事業			
	義務教育	スクールバス運行事業	村	
	生涯学習・スポーツ	小中学生学習意欲向上サポート事業	村	